

**甲府市の協働による
まちづくりに関する基本方針
【2017年度改定】**

**～ともに考え、ともに行動し、
みんなでつくるまちづくり～**

平成29年9月

甲 府 市

はじめに



本市では、平成28年度を初年度とする第六次甲府市総合計画を策定し、目指す都市像「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」の実現に向けて、市政の計画的・総合的な推進に努めております。

この計画では、基本構想を推進するための基本的な方針に「協働の推進」を掲げ、市民、NPO、事業者、行政などが、互いの立場を尊重し、同じ目的のために取り組む協働によるまちづくりを推進することとしております。

これまで本市では、平成6年4月に、ボランティア活動の活性化を図るため「甲府市ボランティアセンター」を設置するなど、早くから「協働」の推進に向けた取組を進めてまいりました。また、平成15年9月には『甲府市の「協働」を考える会』を設置する中で、市民の皆様からご提言をいただき、平成16年7月に「甲府市の協働によるまちづくりに関する基本方針」を策定いたしました。

近年の社会情勢に目を向けますと、人口減少・少子高齢化や市民ニーズの多様化など、地域課題も複雑化しており、的確な対応が求められております。

こうした中、従来は行政が担ってきた活動に、多くの市民の皆様が主体的に参画し、その経験や能力を積極的に発揮する機運が高まってきていることを感じます。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組を更に進めるため、様々な主体が役割分担のもとに、「ともに考え、ともに行動し、みんなで作るまちづくり」を理念として、市民の皆様との協働を推進するうえでの取組の方向性を示すため、この度「甲府市の協働によるまちづくりに関する基本方針」を改定するとともに、これを具現化する「甲府市協働のまちづくり推進行動計画」を新たに策定いたしました。

魅力ある豊かで活力ある持続可能な地域社会を目指し、全ての市民の皆様が幸せを享受できる我がふるさと甲府市を創っていくため、各種施策を積極的に展開してまいりますので、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、基本方針及び行動計画の策定にあたり、市民アンケートなどを通じて、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご協議いただきました「甲府市協働のまちづくり推進委員会」の皆様並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

平成29年9月

甲府市長 樋口 雄一

目 次

第1章

協働によるまちづくりの目的と定義

- 1 協働によるまちづくりの目的 1
- 2 定義 1

第2章

協働の原則と各主体に期待される役割

- 1 協働の原則 3
- 2 協働の主体に期待される役割 4

第3章

協働事業の進め方

- 1 協働に適している事業 6
- 2 協働事業の形態 7
- 3 協働事業の領域 8

第4章

協働を推進するための基盤づくり

- 1 市民の協働に対する意識の醸成と人材育成 8
- 2 職員の意識改革及びスキルアップ 8
- 3 情報共有及び双方向型コミュニケーションの推進 9
- 4 協働のコーディネート機関としての「中間支援組織」の充実 9
- 5 市民活動拠点施設等の活用 9
- 6 市民の活動を支える環境づくり 9
- 7 協働を推進するための組織的な仕組みづくり 9

- 用語解説 11

第1章 協働によるまちづくりの目的と定義

1 協働によるまちづくりの目的

多様化する市民ニーズに対応し地域課題等を解決していくことは、行政だけで実現するものではなく、誰もが地域づくりの当事者となって、自ら考え、行動し、主体となり、大切なまちを守り育てていくことが必要です。

そのためには、市民、各活動団体、事業者、行政等は、互いの思いを受け止め、認め合い、ともに考え行動することが大切です。

協働によるまちづくりの目的は、多様な主体が協働し、地域課題等の解決を促進し、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現することにあります。

2 定義

(1) 協働

協働とは、考え方や行動が違っていても、それぞれの特性をいかしながら、共通の課題や目標を持って、その公共的目的を達成するため、お互いの特性や違いを理解し尊重し、対等の立場で、それぞれが役割を持って取り組むことをいいます。

「共同」や「協同」ではなく「協働」を使っているのは、多様な主体がそれぞれに役割を持って主体的に取り組むことを目的としているからです。

(2) 協働の主体

あらゆる個人と団体が、課題解決のために協働し得る主体であり、地域にある課題を解決しようと主体的に向き合うことで地域づくりの当事者となり、協働の主体となり得ます。

本市では、協働事業を実施する主体を、おおむね次のように位置づけます。

ア 市民

市内に住む人のほか市内で働く人、学ぶ人、事業その他の活動を行う人

イ 市民活動団体

① 地縁型活動団体

自治会、自治会連合会、まちづくり協議会等

② 目的型活動団体

ボランティア団体・NPO、社会教育関係団体（文化・芸術・スポーツ

等)、各種任意団体等

ウ 教育機関

小・中学校、高等学校、専門学校、大学等

エ 事業者

企業、自営業者、商工会議所、商店街連盟、金融機関、各種法人、事業者団体等

※事業者には、法人格の有無や営利・非営利を問わず、多種多様な組織が存在しますので、「地縁型活動団体」や「目的型活動団体」などと重複するものもあります。

オ 市

(3) 協働の対象

ア 地域課題

日ごろの生活の中で「困った」と感じたり、「こうなればもっと住民の日常が豊かになる」と思える居住区域内の課題をいいます。

例えば、地域防災、一人暮らし高齢者・児童生徒の見守り、通学路の安全、自治会加入者の減少、地域行事の充実などがあります。

イ 社会的な目的

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するため、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動の目的となるものをいいます。

例えば、次のような項目があります。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 学校教育の支援や社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 防災対策や災害救援などの活動
- ⑨ 防犯や地域の安全・安心を図る活動

- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ ①～⑱の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(4) 協働の対象外とするもの

協働の推進にあたっては、公平性、公益性、信頼性が求められますので、次の項目にあたる活動や団体は対象外とします。

- ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とした活動
- イ 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体
- ウ 暴力団及び、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体

第2章 協働の原則と各主体に期待される役割

1 協働の原則

(1) 相互理解の原則

「相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。」

考え方や行動が違う個人や団体が一緒に課題解決をしていくためには、まず相互理解が大切です。相互に相手の立場や得意とする分野などを理解するとともに、相手との違いを認め合い、尊重することができてはじめて協働は成立します。また、相互の理解の上で役割分担をすることで、より効果的な協働を生み出していきます。

(2) 目的共有の原則

「解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし、共有すること。」

何のために協働をするのか、解決すべき課題が何で、それをどのように解決しようとしているのか、協働する目的を明確にし、共有することが必要です。目的が共有されなければ、そもそも協働は成り立ちません。

(3) 対等の原則

「相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。」

相互の役割分担は、相互理解の上で合意により決定します。実際の取組の過程においても、相互の発言や意思が対等に交わされ、対等に決定できる関係性を築く必要があります。

(4) 自主性及び自立性尊重の原則

「互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重して行動すること。」

協働する団体が依存しあっていたのでは効果的な事業になりません。相互の力が遺憾なく発揮されるためにも、依存しあう関係や、不必要な干渉を避け、それぞれが自主的、自立的に力を発揮できる役割分担が必要です。

協働して実施する事業について、すべての主体が自覚と責任を持って参画して実施することが必要です。

(5) 公開の原則

「常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。」

上記の原則を担保するためにも、活動の公益性を担保していくためにも、相互の関係や協働の内容を公開し、透明性を確保しておくことが必要です。

2 協働の主体に期待される役割

(1) 市民

市民一人ひとりが、まちづくりの主役であることを理解し、「自分たちでできることを、自分たちでやってみる」ことから始め、さらには地域活動等にも積極的・主体的に関わり、自らの暮らしをより良いものとするのが期待されます。

(2) 地縁型活動団体

地域課題を市民同士が助け合い、解決していくなど、市民による自治の充実に向けた基盤的な役割を果たすことが期待されます。

特に自治会は、従来から地域住民と市とを結ぶ最良の「住民ネットワーク」であり、今後も地域づくりの担い手としての役割が期待されることから、自治会の自主的な活動を尊重しつつ、協働を推進していく必要があります。

(3) 目的型活動団体

自らの活動が果たす社会的意義を踏まえ、協働によるまちづくりを主体的に推進するとともに、広く市民に活動内容等を紹介し、参加の場や機会を提供することが期待されます。

特にボランティア団体・NPOは、協働のまちづくり推進に大きく貢献することが期待されるため、中間支援組織の機能を一層高めるなど、団体のネットワークの拡充及びコーディネート機能の充実が必要です。

(4) 教育機関

地域社会を構成する一員として、専門的知識の活用や学生等の事業協力、人材や施設等の資源の提供などにより、地域社会に貢献することが期待されます。

(5) 事業者

企業等の社会的責任が注目される中、地域社会を構成する一員として、専門的な知識や技術をいかしたまちづくりへの協力や、有効活用できる土地、施設などの資源の提供等により、地域社会に貢献することが期待されます。

(6) 市

各主体と連携し、効率的・効果的な行政運営に努めるとともに、組織間の連携強化や各主体だけでは解決できない課題の解決に努めます。

また、協働によるまちづくりに関する共通のルールや制度づくり、環境整備等に取り組むとともに、協働に関する情報を積極的に発信し、意識の高揚を図ります。

第3章 協働事業の進め方

1 協働に適している事業

協働に適していると考えられる事業として、次のような性質のものが想定されます。適性を有する事業については、更に協働により実施すべき事業か、効果等を検討し、総合的に判断します。

(1) 性質上の視点

ア きめ細やかで柔軟な対応が求められる事業

多様な主体との協働により、柔軟かつ迅速に、個別ニーズや地域特性に応じてきめ細かく対応する必要がある事業

例：子育て支援、高齢者支援、障がい者（身体・知的・精神など）支援等

イ 専門性・先駆性が求められる事業

NPOなどが有する高い専門性や先駆性が求められる事業や、行政が取り組んだことのない事業に協働してチャレンジすることにより効果を上げることが期待できる事業

例：健康相談、健康づくり、文化芸術、生涯学習、これまで取り組んだことがない新たな事業等

ウ 広く市民が参加することが求められる事業

市民の創造的エネルギーによって活性化する事業や、多くの市民の参加を促す事業

例：環境美化、イベント・祭り開催、講演会開催等

エ 地域の実情に合わせて実施することが必要な事業

地域の課題解決に向けた活動を行っている市民や各活動団体等との協働による、地域ニーズに応じた事業や地域に根ざした展開が必要な事業

例：防災・災害救援活動、防犯・地域安全対策活動、交通安全対策、ごみ減量化、青少年健全育成等

(2) 効果の視点

ア 市民のニーズ（解決すべき地域課題）はあるか。

- イ 協働により課題を解決することについて効果が見込めるか。
- ウ 協働により各活動団体の特性がいかせるか。
- エ 甲府市自治基本条例との整合性は取れているか。
- オ 総合計画や各種計画との整合性は取れているか。
- カ 経費は妥当か。

2 協働事業の形態

協働事業を実施するにあたっては、主体同士がそれぞれの特性を相互に理解し、お互いの役割分担と責任を明確にした上で、どのような事業形態が互いの特性をいかし、より効率的に事業を進め、大きな効果を上げられるのかを考え、形態を選択する必要があります。

協働事業には様々な形態が考えられますが、主な協働形態は次のとおりです。

(1) 共催

事業やイベント等において、各主体がともに主催者となって行う形態です。

(2) 実行委員会・協議会

個々の構成員の持つノウハウや各主体のネットワーク等をいかし、各主体で構成された実行委員会や協議会が主催者となって行う形態です。

(3) 事業協力

主体のいずれかが主催者となる事業において、双方が資金・人材・物資・場所等を提供し、協力して事業を行う形態です。

(4) 委託

地域性、専門性、迅速性等、各主体が持っている特性をいかすことを目的に、主に市が実施している事業を、協働する意図を持った上で委託する形態です。

(5) 後援・協賛

各主体が行う公益性や先駆性のある事業に対して、主催主体を支援する形態です。

(6) 補助

各主体が行う公益性の高い事業に対して、市が資金面で協力する形態です。

(7) 政策形成過程への参画

市民や各活動団体の代表者が、アイデアや意見を市の施策に反映することを目的に、市の審議会や協議会等に参画する形態です。

3 協働事業の領域

協働事業の実施を検討する際には、それぞれの活動と市との関係性も考慮する必要があります(下図参照)。なお、それぞれが独自に行う領域から、市が独自に行う領域について、その境界は常に流動的であるため、事案ごとに検討することが重要です。

(図) 活動における市と市民等の関係性
市と市民等との協働事業の領域

市の責任と主体性によって独自に行う領域	市の主体性のもとに、市民等との協働により行う領域	市と市民等がそれぞれ主体性のもとに、協働する領域	市民等の主体性のもとに、市との協働により行う領域	市民等の責任と主体性によって独自に行う領域
基本的には協働領域に非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・委託 ・事業協力 (市主催の事業への市民等の協力) ・政策形成過程への参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・共催 ・実行委員会・協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業協力 (市民等主催事業への市の協力) ・補助 ・後援・協賛 ・協働のコーディネート 	基本的には協働領域に非該当

※網掛け部分は、活動における市民等のかかわりの程度を示しています。

第4章 協働を推進するための基盤づくり

1 市民の協働に対する意識の醸成と人材育成

より多くの市民が協働の取組について知り、関心を持ち、積極的に参加できるよう意識の醸成を図るとともに、活動するための人材とリーダーを育成するために、協働に関する知識や課題解決の手法等について、研修会・シンポジウム等の開催や、広報誌やホームページ等を利用した情報提供などに取り組みます。

2 職員の意識改革及びスキルアップ

職員が、協働の意義や必要性等を十分に理解し、積極的に協働を推進できるようにするために、職員研修等を実施する必要があります。また、担当者の変更等により、協働の取組が停滞しないように、具体的な協働事業の進め方を示した

協働推進マニュアルを作成します。

3 情報共有及び双方向型コミュニケーションの推進

協働を推進するためには、各主体がお互いに信頼できる関係を築くことが重要です。

このため、市は情報を公開し、市民や各活動団体と情報を共有することにより信頼関係の構築に努める必要があります。また、共有した情報に基づき、それぞれが、双方向に意見交換できるような仕組みの整備について検討を進めます。

4 協働のコーディネート機関としての「中間支援組織」の充実

様々な主体間のコミュニケーションを促進し、ネットワーク化を図り、協働へとつないでいくためには、相談役・調整役を担える専門性を持った個人や、いわゆる「中間支援組織」の役割が重要となります。

このため、「甲府市ボランティアセンター」を、多様な主体をつなぎ、協働を推進するコーディネート機関として位置づけ、機能の充実を図ります。

また、将来にわたっての「中間支援組織」のあり方についても調査・研究します。

5 市民活動拠点施設等の活用

協働を一層推進していくためには、市民や各活動団体に関する地域貢献活動その他の情報の発信や各団体間のネットワークの構築等を行う市民活動拠点施設の強化が必要となります。

このため、甲府市ボランティアセンターをはじめ、社会教育施設としての公民館、地域コミュニティの拠点施設である悠遊館など、協働の推進のための場として公共施設等の更なる活用について、検討を進めます。

6 市民の活動を支える環境づくり

地域課題の解決に取り組むためには、市民の活動を支える環境づくりが必要となります。

このため、協働に係る「自主性尊重・自立化の原則」を踏まえ、市民と行政の双方による、市民公益活動に対する適切な支援など、それぞれの活動を支えていく環境づくりの検討を進めます。

7 協働を推進するための組織的な仕組みづくり

協働を推進していくためには、市民に対し、部署による対応の差が生じることのないようにしなければなりません。

このため、各部署で行っている協働の取組や成果等について情報を共有し、それぞれの協働事業に反映するなど、全庁的な協働の推進に資する組織的な仕組みについて検討します。

また、協働事業の効果をより高めていくためには、協働を推進するための基盤づくりに係る取組を効果的に行うとともに、事業実施後に、双方で結果について振り返りを行うことが大切です。

このため、本方針に基づく具体的な行動計画を策定し、協働事業を効果的に推進するとともに、協働の推進に係る取組の進捗状況等について市民の意見を反映するための市民参加の協議組織を設置し、P D C Aサイクルに基づき、「協働して計画を立てる」、「協働して行動する」、「協働して評価をする」、「協働して改善する」と、すべての行程において「協働のまちづくり」を意識して事業を進めます。

○ 用語解説

この用語解説は、「甲府市の協働によるまちづくりに関する基本方針【2017年度改定】」に記載されている用語及び協働への理解を深めるために必要な用語を収録したものです。

用語	解説
協働の主体	本方針では、「甲府市自治基本条例第30条」の解説に定められている団体等を、協働の主体として位置づけています。
公共的活動	一般に開かれた活動であり、参加を希望する誰しものが特別な条件等を要せずいつでも参加し、利益を享受することが可能な活動をいいます。
公益的活動	広く社会の利益にかなうものであり、構成員相互の利益に関するものや、特定の個人（企業の株主など）又は団体の利益に寄与することを主たる目的とするものは除外されます。
甲府市自治基本条例	地方分権が進む中で「地域のことは地域で考えて地域で決める」という地方が主役となる地域経営と、市民参加や協働により多様化してきた自治体運営の担い手のそれぞれの役割を明確にするため、平成17年から自治体運営の基本原則を市民や議会と協働で検討し、平成19年6月に制定しました。
コーディネート	各部を調整し、全体をまとめることで、調整する人をコーディネーターといいます。
事業者団体	事業者としての共通の利益を増進することを目的に含む二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、法人格の有無、営利・非営利等を問わないこととされています。
市民活動団体	営利を目的としない社会貢献活動を、自発的、自主的に継続して行う団体をいいます。 本方針では、市民活動団体のうち、一定の区域内の住民のつながりによる組織を「地縁型活動団体」、福祉・子育てなど共通の関心や目的を持った人々による組織を「目的型活動団体」に区分しています。

用 語	解 説
シンポジウム	一つの問題について何人かが異なる面から意見を述べ合い、質疑応答を繰り返す形の討論会のことをいいます。
スキルアップ	仕事などで必要な技能や技術を身につけたり、レベルアップしたりすることをいいます。
総合計画	総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものであり、時代の潮流や市民意識の変化に的確に対応しながら、まちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための施策や事業を示すものです。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。
地方自治の本旨	憲法の「地方自治の本旨」は、住民自治と団体自治の二つの要素からなり、住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素であり、団体自治とは、地方自治が国から独立した団体にゆだねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるという自由主義的・地方分権的要素であると言われていています。
中間支援組織	市民、NPO、企業、行政等の間に立って様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等への専門的な助言指導をはじめ、情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織をいいます。
中山間地域	平野の外縁部から山間地を指します。山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の約7割を占めています。中山間地域は流域の上流部に位置することから、中山間地域の農業・農村が持つ水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の財産、豊かな暮らしを守っています。

用 語	解 説
任意団体	<p>同じ目的を持つ人々でつくる、法人格を持たない団体のことをいいます。</p>
ボランティア	<p>例えば、困っている人がいれば声を掛ける、ゴミが落ちていたら拾うなど、少しの勇気を持って行動にしていけることから始まり、誰でも、いつでも、どこでも始めることができ、決して無理やりではなく自分から進んで行動を起こす、その意思や姿勢のことです。</p>
まちづくり	<p>本方針では、道路や上下水道の整備などのハード面だけでなく、福祉、環境、産業、教育など各分野での公共的な活動及び快適な生活環境や地域社会の安全・安心に寄与する活動をいいます。</p>
NPO	<p>様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。</p> <p>したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」と言います。NPO は法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。</p>
PDCAサイクル	<p>事業などの実行に際し、「計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Action）を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み（考え方）のことをいいます。</p>

甲府市の協働によるまちづくりに関する基本方針

【2017年度改定】

発行日 平成29年9月

編集・発行 甲府市市民部市民協働室協働推進課
〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-237-1161(代表)

055-237-5274(ダイヤルイン)

FAX 055-237-1039

<http://www.city.kofu.yamanashi.jp/>